イ　共用収容ルータ10Ｇインタフェース数（共用収容ルータＣＷＤＭ（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Ｇポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）、及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Ｇポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）の合計）を共用収容ルータ10Ｇボード当たり最大収容インタフェース数から共用収容ルータ間渡り10Ｇインタフェース数を減じたもので除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Ｇボード数とし、これを共用収容ルータ１ユニット当たり最大10Ｇボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）

ウ　アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時帯域の合計を共用収容ルータの最繁時帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）

エ　アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）

⑵　⑴アのメタル回線収容装置用Ｌ２ＳＷ対向１Ｇポート数を冗長化考慮したものをメタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇインタフェース数とする。

⑶　⑴アの共用収容ルータ１Ｇボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数とし、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比及びポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数とする。

⑷　⑴イの共用収容ルータ10Ｇインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Ｇインタフェース数とし、データ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ10Ｇインタフェース数とする。